

○ 住宅・土地資金貸付規程細則

1 (保証人の重複保証の禁止)

保証人は、本規程による借受けに関し、重複して保証人となることはできない。

2 (借受人の保証人の禁止)

借受人は、本規程による保証人となることはできない。又保証人は、借受人となることはできない。

3 (貸付けの制限)

現在貸付けを受け（生活資金を含む）、完済をしていないものは貸付けを受けることはできない。

○住宅・土地資金貸付取扱要領

1 提出書類と締切日

貸付けを受けようとする者は、住宅・土地資金貸付規程第7条による住宅・土地資金借入申請書（様式1号）に必要書類を添付して、共済契約者等を経由して提出するものとする。申請書の締切日は、毎月10日までとする。

2 貸付けの審査及び決定

住宅・土地資金借入申請書を受理したときは、貸付運営委員会において審査のうえ貸付けを決定し、住宅・土地資金貸付決定通知書（様式6号）を借受人に通知するものとする。

3 確定書類の提出

貸付けの決定を受けた借受人は、速やかに住宅・土地資金貸付規程第9条第2項に定める必要書類の他、預金口座振替依頼書（様式7号）を共済契約者等を経由して提出するものとする。

4 貸付金の送金

上記3の必要書類を受理したときは、貸付金を借受人の指定口座に振込み、併せて共済契約者等に通知するものとする。

5 貸付金の償還

借受人は、償還計画表（様式8号）に基づき登録された口座から毎月3日（金融機関休業日は翌営業日）に元利金を自動引落としにより償還するものとする。

6 完了報告について

貸付けを受け、その資金対象の事業（新築・購入等）が終了したときは、「完了届」（様式5号）にその完了を証する書類を添付して提出するものとする。

- ・完了を証する書類（写）
- ・登記簿謄本（又は権利書）
- ・業者への支払領収書等